

京丹波町告示第9号

京丹波町建設工事等苦情処理手続要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京丹波町が発注する建設工事等の非指名理由等に係る苦情処理手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 この要綱による苦情処理の対象となる工事等（以下「対象工事等」という。）は、次のとおりとする。ただし、特に秘密にする必要があるものは対象としない。

- (1) 一般競争入札により実施する工事
- (2) 指名競争入札により実施する工事及びこれに関連する業務
- (3) 随意契約により実施する工事及びこれに関連する業務

(一次苦情申立て)

第3条 この要綱による苦情申立ては、次表の左欄に掲げる入札・契約方式の区分に応じ、同表の中欄に掲げる苦情の申立てができる者が、同表の右欄に掲げる町長に求めることができる内容について、説明を求めることができるものとする。

入札・契約方式の区分	苦情の申立てができる者	町長に求めることができる内容
一般競争入札	入札参加申請書を提出した者のうち、町長から欠格理由の通知を受理した者で、当該理由に不服がある者	欠格理由
指名競争入札	当該入札と同一の工事種別に登録がある有資格業者のうち、当該入札に参加できる者として指名されなかったことに対して不服がある者	非指名理由

<p>随意契約</p>	<p>当該契約と同一の工事種別に登録がある有資格者のうち、当該契約の相手方として選定されなかった理由に対して不服がある者</p>	<p>当該契約の相手方として選定されなかった理由</p>
-------------	--	------------------------------

2 苦情の申立ては、次の各号に掲げる対象工事等の区分ごとに当該各号に定める日までに、申立者の氏名及び住所、申立の対象となる工事、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項を記載した苦情申立書（様式第1号）により、町長に対して行うことができるものとする。

- (1) 一般競争入札 町長が通知した入札参加資格確認通知書を受理した日の翌日から起算して5日を経過する日（京丹波町の休日を定める条例（平成17年条例第2号）第1条に規定する町の休日（以下「休日」という。）を含まない。）
- (2) 指名競争入札 町長が指名業者名の公表を行った日の翌日から起算して5日を経過する日（休日を含まない。）
- (3) 随意契約 町長が随意契約の相手方の公表を行った日の翌日から起算して5日を経過する日（休日を含まない。）

（一次苦情申立てへの回答）

第4条 町長は、苦情の申立てがあった場合は、苦情申立書を受理した日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に回答書（様式第2号）により回答するものとする。ただし、苦情件数が多数に及ぶなど、事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、申立者に通知の上、回答期間を延長することができるものとする。

2 町長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。その場合には、却下通知書（様式第3号）により通知する。

（一次苦情申立て手続等の教示）

第5条 町長は、次の各号に掲げる対象工事等の区分に応じ、当該各号に定める方法により、苦情の申立て手続の教示を行うものとする。

- (1) 一般競争入札 入札参加資格確認通知書に記載
- (2) 指名競争入札及び随意契約 掲示等

(一次苦情処理結果の公表)

第6条 町長は、申立者に回答を行ったときは、苦情申立書及び回答書を速やかに公表するものとする。

(再苦情申立て)

第7条 回答書を受理した申立者であって、回答書による説明に不服があるものは、町長に対し、再苦情の申立てを行うことができる。

2 再苦情の申立ては、町長から回答書を受けた日から7日(休日を含まない。)以内に、再苦情申立書(様式第4号)により行うものとする。

3 町長は、再苦情の申立てがあったときは、却下する場合を除き、速やかに京丹波町建設事業等監視委員会(以下「委員会」という。)に審議を依頼するものとする。

(再苦情申立てへの回答)

第8条 町長は、申立者に対し、委員会の審議の結果を踏まえた上で、委員会から審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、その結果を回答するものとする。

(再苦情申立て方法等の教示)

第9条 前2条に規定する再苦情の申立ての手続は、第4条第1項に規定する回答書に記載して明示するものとする。

(再苦情処理結果の公表)

第10条 町長は、再苦情申立者に回答を行ったときは、再苦情申立書及び回答を行った書面を速やかに公表するものとする。

附 則

この要綱は、平成20年2月29日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

苦 情 申 立 書

年 月 日

京丹波町長 様

1 苦情申立者の住所氏名

〒 ー

電話番号

商号又は名称

代表者氏名

建設業許可番号 許可 第 号

2 苦情申立の対象となる工事名

工事名 工事

3 不服のある事項

4 3の主張の根拠となる事項

第 号
年 月 日

様

京丹波町長

印

回 答 書

年 月 日付けで苦情申立てがあった件について、下記のとおり回答します。

記

- 1 苦情申立ての対象とされた工事名
- 2 不服のあった事項
- 3 2の主張の根拠とされた事項
- 4 回答内容

教示（再苦情申立てについて）

この回答書による説明に不服がある方は、回答書を受け取った日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、再苦情申立書（様式第4号）により再苦情の申立てを行うことができます（再苦情申立書が郵便により提出された場合には、その郵便物の通信日付印により表示された日に提出されたものとみなします）。

再苦情の申立てがあった場合は、京丹波町建設事業等監視委員会に審議を依頼し、再苦情の申立てがあった日から概ね50日以内に京丹波町建設事業等監視委員会から審議結果の報告が出されます。この審議結果を踏まえた上で、委員会から報告を受けた日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、再苦情申立者に対し、書面（様式第5号）により回答します。申立てが認められなかったときは申立てに根拠が認められないと判断された理由を示してそのことを、申立てが認められたときは京丹波町建設事業等監視委員会の意見を尊重し、申立てが認められたこと及びこれに伴い京丹波町が講じようとする措置の概要を再苦情申立者に対し明らかにします。

また、回答を行ったときには、再苦情申立者の提出した再苦情申立てに関する書面及び再苦情申立者に対して回答を行った書面を閲覧による方法等により、回答を行った日の属する年度とその翌年度において公表します。

再苦情の申立てが申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立の適格を欠くと認められるときは、再苦情申立書を受け取った日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、その申立を却下します。

なお、再苦情の申立は、原則として、入札手続の執行を妨げるものではありません。

【再苦情申立書提出期間】

年 月 日～ 年 月 日までの休日を除く毎日
午前 時から午後 時まで

【再苦情申立書提出場所】

〒 622-0292 京丹波町蒲生八ツ谷6番地6
京丹波町

第 号
年 月 日

様

京丹波町長

印

却下通知書

年 月 日付けで（再）苦情申立てがあった件について、下記のとおり却下しましたので通知します。

記

- 1 （再）苦情申立ての対象とされた工事名
- 2 不服のあった事項
- 3 2の主張の根拠とされた事項
- 4 却下理由

様式第4号（第7条関係）

再 苦 情 申 立 書

年 月 日

京丹波町長 様

1 再苦情申立者の住所氏名

〒 ー

電話番号

商号又は名称

代表者氏名

建設業許可番号 許可 第 号

2 再苦情申立の対象となる工事名

工事名 工事

3 不服のある事項

4 3の主張の根拠となる事項

第 号
年 月 日

様

京丹波町長

印

審 議 結 果 通 知 書

年 月 日付けで再苦情申立てがあった件の審議結果について、下記のとおり通知します。

記

- 1 再苦情申立ての対象とされた工事名
- 2 不服のあった事項
- 3 2の主張の根拠とされた事項
- 4 審議結果

※ 申立てが認められなかったときは、申立てに根拠が認められないと判断された理由を、申立てが認められたときは、申立てが認められたこと及びこれに伴い京丹波町が講じようとする措置の概要を記載する。